



ក្រសួងពាណិជ្ជកម្ម
Ministry of Commerce

ច្បាប់
ស្តីពី

វិធានដើមកំណើតទំនិញ

LAW
ON
RULES OF ORIGIN



王令

NS/RKM/0723/011

我々

プレアカルプレアバトサムデクプレアバロメアトノロドム・シハモニ
サマンフムチアタスナラッカティヤケマラロアトプヒトリートホモリー
ムハクサトルケマラ Chol Nea Samoh Fea S Kamp Chekree Chroa
トボラナクサンテソフェアクモンコレアセレリボレアケメラスレイパイ
アストプレアホッククルンカンブチェイパデイ

- カンボジア王国憲法
- 2018年9月6日 NS/RKT/0918/925 号カンボジア王国の政府任命に関する王令
- 2020年3月30日 NS/RKT/0320/421 号カンボジア王国の政府任命及びメンバー改正に関する王令
- 2018年6月28日 NS/RKM/0618/012 号内閣の組織及び運営に関する法律を公布する王令
- 1996年1月24日 NS/RKM/0196/16 号商業省を設立する法律を公布する王令
- カンボジア王国政府・フンセン首相

公布

原産地規則に関する法律は、2023年6月12日に第6任期第9回の下院国会である国民議会により採択され、そして2023年6月21日の第四任期第10回上院国会によりその形式と合法性が全面的に審査・承認されたもので、その内容は以下の通りである。

原産地規則に関する法律

第1章 総則

第1条 目的

本法は、貿易優遇措置の恩恵を受ける貿易の促進・円滑化、非優遇措置規定、及び原産地に関する不正行為の防止を目的とし、輸出品及び輸入品の原産地に関する原則と規則を規定する。

第2条 適用範囲

本法は、特惠原産地規則と非特惠産地規則を規定するものであり、以下の通り適用する。

1. 生産者、輸出者、輸入者は原産地証明と原産地表示が必要とする。
2. 輸出品の原産地証明書発行機関。
3. 輸入品の原産地証明を受理する機関。
4. 原産地申告を行う貿易関連活動に従事する法人又は団体。

第3条 定義

本法で使用される主な用語の定義は、以下の通りである。

1. **原産地規則**とは、特惠原産地規則と非特惠原産地規則を含む原産地規則のことを指す。
2. **特惠原産地規則**とは、1994年の関税及び貿易に関する一般協定（GATT）、又はその他の特惠貿易協定に基づき、二国以上の自由貿易協定下で原産地を決定するために使用される規則を意味する。
3. **非特惠原産地規則**とは、最恵国待遇、反不当兼売（アンチダンピング）関税・相殺関税、セーフガード措置、原産地表明、数量制限、政府調達、貿易統計の適用を目的とし、輸出品及び輸入品の原産地を決定するために使用される規則を意味する。
4. **原産地証明受領機関**とは、輸入品の原産地証明を受理する権限を有する税関当局のことを意味する。
5. **原産地証明発行機関**とは、商業省の貿易支援サービス総局、又は商業省より輸出品の原産地証明書の発行権限を付与され、及び認定輸出業者を規制する団体のことを意味する。
6. **原産地証明書**とは、発行機関が特定の書式で発行し、商品の原産地を特定の国にあることを証明するものを意味する。
7. **原産地の申告**とは、輸出者又は輸入者が、国内法及び規則、カンボジア王国が加盟している自由貿易協定、その他の貿易協定、又は単独優遇措置に基づ

- き、商品の原産地について作成された申告書のことを意味する。
8. **特惠原産地証明書**とは、カンボジア王国が締結している自由貿易協定やその他の貿易協定、又は単独優遇措置に基づく特惠関税の適用に使用される原産地証明書を意味する。
 9. **非特惠原産地証明書**とは、非特惠待遇の適用目的で使用される原産地証明書を意味する。
 10. **最恵国待遇**とは、貿易相手国間で貿易する際に、差別をしない原則のことを意味する。
 11. **原産地の証拠**とは、紙又は電子形式の文書又は陳述書で、適用される原産地規則に基づく原産地基準を満たすことを裏付ける明白な証拠となるものをいう。原産地の証拠には、原産地証明書及び原産地の申告書を含む。
 12. **通過国**とは、原産国及び最後輸入国よりも、商品が通過した国を意味する。

第2章

特惠原産地規則

第4条 自由貿易協定又はその他の貿易協定に基づく特惠原産地規則

特惠関税待遇を目的とする原産地の特定は、カンボジア王国が締結国である自由貿易協定及びその他の貿易協定に基づく原産地規則に従わなければならない。

第5条 単独特惠原産地規則

単独特惠原産地待遇を目的とする原産地の特定は、優遇した輸入国の原産地規則に従わなければならない。

第3章

非特惠原産地規則

第6条 原産地の特定

原産地の特定は、以下の判断基準で行われる。

- 一国において商品を全部取得又は生産。
- 実質的な加。

一国で完全取得又は生産された商品は、その国で原産されたものと見なされる。以下の商品は、一国で完全取得又は生産されたと見なされる。

1. その国の土地、領海、海底から採取された鉱産物；
2. その国で収獲又は収集された植物及び野菜；
3. その国に生まれ育った生きた動物；
4. その国で生きた動物から得られた製品；
5. その国で行われた狩猟や漁業から得られた産物；
6. その国の国旗を掲げた船舶が海上で漁獲して得た産物及びその他の産物；
7. 第 6 号に該当する種類の製品のみから、当該国の工場船内で得られた製品；
8. その国の領海外の海洋土壌又は下層土から抽出された製品。ただし、その国がその土壌または下層土の唯一の採掘権を有する場合に限る；
9. 製造業や加工業から出るスクラップや廃棄物、及び使用済みの物品で、その国で回収され、原材料の回収にのみ適するもの；
10. その国において上記 1 号から 9 号に掲げる産品のみを原料として生産される商品。

複数の国が商品の生産に関与している場合、商品の原産地の特定は実質的な転換基準によって判断される。実質的な転換による原産地の特定は、税関分類変更基準 (Change in Tariff Classification Criterion) 又は従価税率基準 (Ad Valorem Criterion) によって行われる。

実質的な転換基準の具体的な技術的詳細は、経済財務省大臣及び商業省大臣の共同省令で定める。

第 7 条 最小限のオペレーションとプロセス

以下の作業は、非原産材料を利用して商品を生産する場合、その商品は原産地の地位を与えるには不十分な加工又は処理とみなされる。

1. 輸送中又は保管中に必要な作業・業務；
2. 商品の包装や市場流通可能な品質を改善するため、出荷準備のための作業。たとえば、ばら荷、パッケージの分類、選別及び等級分け、再梱包など；
3. 単純な組立作業。
4. 異なる原産地の商品の混合。ただし、結果として最終商品の特性が混合された商品の特性と本質的に異なることを条件とする。
5. その他、関連する自由貿易協定、その他の貿易協定、又は国際機関の最新情報に基づき、最小限オペレーションとプロセスは経済財務省大臣と商業省大臣の共同省令で定める。

第8条 直接の輸送

原産品は、原産品の地位を保持するものとするため、本法第6条に基づき、以下の条件を満たさなければならない。

1. 商品が輸出国から輸入国へ直接郵送された場合；
2. 輸入国へ郵送するため、通過国において荷下ろし、積み替え、保管など、良好な状態で維持する必要なロージスチック作業を除き、それ以上の加工が行われない条件とする。

第4章

原産地の証拠及び原産地の特定マーク

第9条 原産地の証拠

紙又は電子の原産地証明書及び原産地の申告書は、原産地の証拠と見なす。特惠原産地の証拠は、カンボジア王国が加盟する自由貿易協定又はその他の貿易協定に基づく原産地規則に適用される。単独特惠措置下の特惠原産地の証拠は、輸入国が付与する特惠原産地規則に従わなければならない。

非特惠原産地の証明書は、商業省大臣の省令で定める輸出品の非特惠原産地証明書として、最低限の情報及び形式を有しなければならない。

第10条 原産地規制に基づく原産地表示の要件及び手続

原産地表示の要件及び手続きは、輸入国が付与する特惠原産地規則、又はカンボジア王国が加盟する自由貿易協定の原産地規則、及び本法第6条に規定される原産地基準に従い、経済財政大臣と商業大臣の共同省令によって決定される。

第11条 真正な原産地証明書

真正な特惠原産地証明書と真正な非特惠原産地証明書には、正式な署名、発行機関の公印、または輸出国の権限ある機関が定めるその他の認証方法が付さなければならない。

これらの原産地証明書は、発行機関または輸出国における権限のある他の発行機関により電子的に発行される場合、その真正性は、カンボジアと輸入国が締約国である自由貿易協定及びその他の貿易協定に基づく規定、又は単独特惠措置、又は現行の法律及び規則に従って決定されるものとする。

電子原産地証明書の認証手続きは、商業省大臣の省令によって決定される。

第 12 条 記録保存の要件

生産者及び輸出者はカンボジア王国に所在するそれぞれの事業所において、商業省担当官による検査・審査のために、原産地の証拠記録を3年間保存しなければならない。

生産者・輸出者・輸入者は、関税法に従い、カンボジア王国に所在するそれぞれの事業所において原産地の証拠記録を保管し、税関当局による検査・審査を受けなければならない。

本条第一項及び第二項の記録は、現行の法令に従い、電子的又は書面形式を含め、速やかに検査可能な媒体で保存することができる。

第 13 条 原産地の偽造

特惠関税待遇を得るために、又は輸入国における不当兼売（アンチダンピング）もしくは相殺関税を回避するため、故意に原産地偽造を行ってはならず、また行おうと試みてはならない。

原産地の偽造行為は、以下のように禁止する。

1. 原産地証拠の偽造
2. 原産地証拠に記載された情報の偽造。

第 14 条 商品の原産地証明申請における不適合

原産地証明書を申請する際に、故意に不適合な行為を行ってはならない。

商品の原産地証明の申請において、以下のような不適合行為は禁止される。

1. 商品の原産地の虚偽申告。
2. 商品の生産に使用された原材料の虚偽申告。
3. 輸入原材料のインボイスに虚偽の情報を記載。
4. 輸出品のインボイスに虚偽の情報を記載。
5. 商品の不正分類。
6. 原産地の判断基準に関する虚偽の情報提供。
7. 生産報告書の虚偽の提出。
8. 製造工程に関する虚偽の情報提供。
9. 支出に関する虚偽の情報提供。

第 15 条 原産地証明の免除

特惠原産地証明の免除は、カンボジア王国が締約国である自由貿易協定もしくは他

の貿易協定に基づく規定、又は単独な優遇措置に基づく規定に従わなければならない。
以下の通り、非特惠原産地証明は免除される。

1. 輸入国または輸出業者によって要求さない輸出品。
2. カンボジア王国による貿易措置又は公共の福祉及び公共安全を保護するための措置の適用が必要とされない輸入品。

第5章 管轄当局 第1節

原産地証明書発行機関

第16条 原産地証明書発行機関

商業省は、貿易支援サービス総局又は商業省が認可したその他の組織で構成され、紙及び電子形式の原産地証明書発行機関となる。商業省は、商品の原産地の自己証明(Self-Certification)できる輸出業者を規制及び認定機関である。

原産地証明書の申請及び発行手続きは、商業省大臣の省令によって決定される。

第17条 発行当局による記録保持

発行当局は、現行法令と規則に従い、原産地証明書の発行に必要とされるすべての資料を保持しなければならない。

本条第1項に定める関連資料は、現行法と規則に従い、電子又は紙形式を含め、迅速な検索が可能な媒体で保持してすることができる。

第18条 検証

商業省は、必要とみなされる場合、又は原産地に関する情報の正確性に疑義を有する輸入国の発行機関の要請に応じて、輸出品の原産地証明書又は原産地申告書の真正性の遡及調査権限を有する。

商業省の要請があった場合、遡及調査を実施のため、輸出者は原産地に関する情報又は資料を商業省に提供しなければならない。

第2節 原産地の証拠

第19条 原産地証拠の受領機関

税関当局は、輸入者、生産者、又はそれらの代理人が提出する特恵関税待遇と非特恵関税待遇の両方の原産地証明の受領機関である。輸入品の原産地証明の受領手続きは、関税法及び現行の規則に従わなければならない。

第20条 検証

税関当局は、輸入時に提示された原産地証明書の実真正性又は商品の原産地に関する情報の正確性について遡及検査を行う権限を有する。税関当局は、現行法令に従い、輸入者に対し、原産地に関する情報又は書類の提出を要求する法的権限を有する。

税関当局は、原産地証明発行機関または原産国もしくは輸出国の発行機関に対し、遡及検査の協力を要請することができる。

第6章 管轄当局と調査手続き

第21条 輸出品の原産地調査

商業省は、輸出品の原産地調査を行う権限を有する。

輸出品の原産地調査は、輸入国から特恵関税待遇やその他の利益を得る目的、又は不当兼売措置（アンチダンピング）、相殺関税措置、セーフガード措置を回避するために輸出品の原産地偽造に関与している場合のみ実施される。

輸出品の原産地調査は、現地視察、生産工程、書類、会計ファイル、記録、その他原産地に関する情報を検査する。輸出品の原産地調査の手続きは、商業大臣の省令によって決定される。

第22条 輸出品の原産地調査官

本法に規定された犯罪を調査するため、商業大臣の省令により貿易支援サービス総局から調査官が指名されなければならない。

第23条 司法警察官としての資格取得手続き

司法警察官としての法的資格を有する検査官は、刑事手続法の規定に従い、この法律に規定する犯罪を調査する。

輸出品に関する原産地調査官の認定手続きは、司法大臣と商業大臣の共同省令によって決定される。

第 24 条 調査官の権限

司法警察官としての地位を有する検察官は、本法に定める犯罪を予防及び抑止するため、刑事手続法に従い、検査、捜査、召喚及び証言の受領、搜索、証拠の押収並びに資料の収集を行う権限を有する。

捜査官は、本法に規定された犯罪を共同で取り締まるため、各級の地方当局及び軍隊その他の関係当局に支援を求める権限を有する。

第 25 条 証人の証言

捜査官は、刑事手続法の規定に従い、捜査に有益であると考えた場合、証人から証言を受けなければならない。

証人が正当な理由なく証言を拒否し、その拒否が捜査に悪影響を及ぼす恐れがある場合、捜査官が検察官に承認の出頭と証言を求めるよう要請しなければならない。

第 26 条 輸入品の原産地調査

特惠関税待遇またはその他利益を得る目的で、不当兼売措置（アンチダンピング）、相殺関税措置、セーフガード措置を回避するために原産地偽造に関与している場合、原産地調査は本法、関税法、及び現行規則に従い、司法警察官として資格を有する税関職員によって行わなければならない。

第 27 条 原産地の共同調査

必要な場合、商業省又は税関当局は原産地の共同調査を実施するため、関係機関に協力を要請することができる。

第 7 章 罰則

第 28 条 制裁

本法に基づく制裁には、行政制裁と刑事制裁が含まれる。

行政制裁には以下のものが含まれる。

- 書面による警告、
- 事業活動及び業務の一時停止又は中止
- 許可又はライセンスの一時停止、剥奪、又は取消。

書面による警告、事業活動・業務の停止又は中止、許認可の停止・剥奪は、商業省の管轄とする。

行政制裁の対象となる犯罪は、商業省大臣の省令によって定める。

行政処分に不服のある者は、決定の通知を受けてから 30 日以内に、商業省大臣に対して不服申し立てを行うことができる。

商業省大臣は、不服申し立てを受けた日から 30 日間以内に、上訴を決めなければならない。

商業省大臣の決定にまた不服がある場合、当該者は決定通知を受領した日から 30 日以内に、カンボジア王国の裁判所に提訴する権利を有する。

原産地に関する行政処分の種類、権限、行政処分に対する不服申立て続きは、関税法及び現行規則に従わなければならない。

刑事制裁には以下が含まれる。

- － 暫定処罰
- － 罰金
- － 投獄

本法に基づき、暫定処罰の対象となるその他の犯罪は、政令で定めるものとする。暫定処罰の賦課は、捜査官及び、又は司法警察官の資格を有する税関職員の管轄とする。

暫定処罰の支払いは、関連する犯罪行為の消滅につながる。

暫定行為の支払いは、本法に課された行政処分及びその他の行政制裁を完了する義務の免除にはつながらない。

違反者が暫定罰則の支払いを拒否した場合、捜査官及び、又は司法警察官として資格を有する税関職員は、管轄裁判所に提訴することができる。

輸出品の原産地関連違反行為に対する暫定罰則の賦課手続きは、商業大臣と法務大臣の共同省令で定めるものとする。一方、輸入品の原産地関連違反行為に対する暫定罰則の賦課手続きは、関税法及び現行規則に従うものとする。

輸出品の原産地違反に対する暫定罰則金の納付、納付金の領収書の管理、及び納付金による収入の管理は、商業省及び経済財政省の共同省令で定めるものとする。

第 29 条 記録保持義務違反

本法第 12 条第一項に規定される原産地証明の資料を保持しない者は、書面で警告処分される。当該書面での警告に従わない場合、違反者は 1,000,000 (100 万) リエルから 10,000,000 (1,000 万) リエルの暫定罰則に処せられる。

第 30 条 原産地証明申請における不適合行為

本法第 14 条に規定する原産地証明の申請において、不適合行為を行った者は、書面により警告処分を受ける。

書面による警告処分を受けた後でも、原産地証明申請において、そのような不適合行為を継続する場合、その者は事業活動及び業務の一時停止により処罰される。

事業活動及び業務がすでに一時停止されているにもかかわらず、原産地証明の申請において、依然として不適合行為を続ける場合、違反者は 1,000,000 (100 万) リエルから 10,000,000 (1,000 万) リエルの暫定罰則に処せられる。

すでに暫定罰則を受けた者が、原産地証明を申請の際に、引き続き当該不適合行為を行った場合、暫定罰則を 2 倍となる。

本法第四項に規定する 2 倍の暫定罰則を受けたにもかかわらず、原産地証明の申請において、当該不適合行為を継続した者は、1 年以上 3 年以下の禁固刑及び 1,000,000 (100 万) リエル以上 20,000,000 (2,000 万) リエル以下の罰金に処される。

第 31 条 原産地の偽造行為

本法第 13 条に違反した行為を行った者は、1 年以上 5 年以下の禁固刑及び 10,000,000 (1,000 万) リエル以上 40,000,000 (4,000 万) リエル以下の罰金に処される。

第 32 条 法人の刑事責任

本法第 30 条及び第 31 条に規定される犯罪について、法人は刑法第 42 条（法人の刑事責任）に規定される刑事責任を問われる可能性がある。

本法第 30 条及び第 31 条に規定される犯罪を犯した法人は、刑法第 168 条（法人に適用される追加罰則）に規定される一つ又は複数の追加罰則とともに、20,000,000 (200 万) リエル以上 40,000,000 (4,000 万) リエル以下の罰金を処される。

第 33 条 他の刑事法の実施

本法第 7 章の規定の適用は、本法により犯罪とみなされる行為がたの刑法に規定される犯罪とも見なされる場合、他の刑法の適用を高速するものではない。

第 8 章 経過規定

第 34 条 原産地証明書の有効性

本法の実施前に発行された原産地証明書は、引き続き有効である。

第 9 章 最終条項

第 35 条 廃止の見做し

本法に反する規定は破棄される。

王宮、2023 年 7 月 05 日

サイン

ノロドム・シハモニ

PRL-2307-1400

国王陛下のご署名に提出した。

首相

サイン

フン・セン

原本に複写致しました。

内閣担当大臣

首相に報告申し上げます。

商業省大臣

サイン

サイン

ビン・チン

バン・ソルサック

